

備前市施策評価シート

施策名 (小項目)	生活自立の支援	コード	作成者	役職	保健福祉部 社会福祉課長
		04-06-19		氏名	柴垣桂介
			電話	0869-64-1824	
		このシート作成に要した時間		4.0 時間	

この施策の アピール ポイント	生活保護世帯（稼働世帯）の自立助長のための就労支援員を配置し、就労支援員を配置し、就労支援プログラム策定による計画的な就労支援をハローワークと連携して行っている。
-----------------------	---

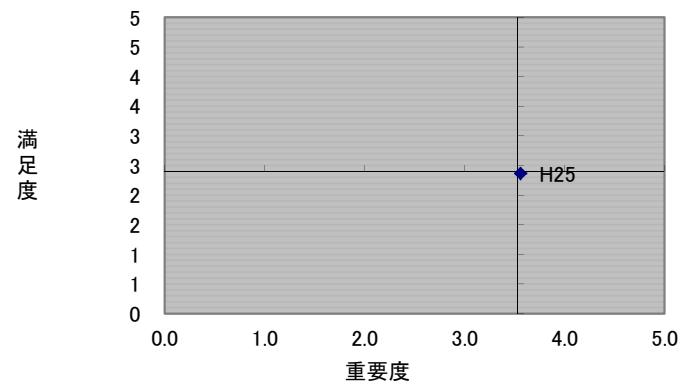
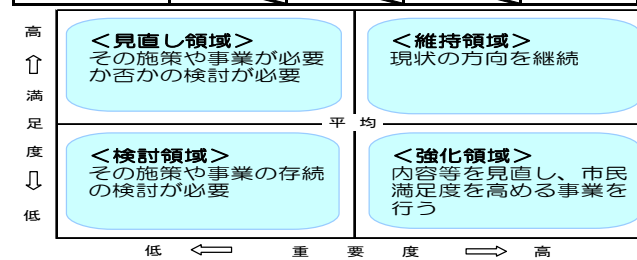
この施策の 平成25年度の 施政方針	記載なし
--------------------------	------

＜備前市総合計画の内容から記載する＞

① 政策の体系	基本構想（大項目）	土台となる政策「安全・安心」
	基本計画（中項目）	誰もがいつまでも安心して暮らせるまち
② 対象と目的 (誰のために、何のために)	生活の安定が損なわれている低所得者に対しては、生活保護制度をはじめとする救済制度が確立されているが、自立助長を図るため、きめ細かい指導と援助を充実する。	
③ 現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	景気が低迷する中、母子家庭には経済的自立が困難な状況がみられ、幼児がいる場合には就労が制限されるなど厳しい状況にあります。父子家庭でも就労の制限や育児の問題を抱えるなどしており、生活の安定と自立に向けた支援が必要です。生活保護については、平成20年度から21年度にかけて世帯、受給者とも急増しましたが、その後は横ばい状態です。雇用情勢が厳しい中で、就労可能者のいる世帯の比率が少しずつ増えていることから、被保護者の自立のため、相談体制を充実し、各関係機関との支援体制を強化していく必要があります。	
④ 施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の各種支援制度について、適正・厳正な運営を行う。 ひとり親家庭の生活の安定のため、児童扶養手当の支給や医療費の助成などの経済的支援を行う。 相談や指導・助言のできる場の提供とともに、母子自立支援員の増員など相談体制を充実する。 経済的自立のための就労支援を行う。母子家庭については資格や技能習得の支援も行う。 生活保護制度の適正・厳正な運営を行う。 関係機関と連携を密に、生活困窮者に対する適切な助言、指導や援助を行う。 ケースワーカー、ハローワーク等と連携をとりながら細やかな就労支援を行う。 	

⑤ 市民意識調査による施策の重要度・満足度

調査年度				H25
重要度				3.56
満足度				2.37



調査結果に対するコメント、市民の反応等	特に稼働能力のある被保護者に対して適切な就労支援施策を実施し、自立に向けた指導をしていく必要がある。
調査対象でない施策は、市民の反応等	

⑥ 施策成果指標（基本目標・基本施策・施策意図から設定）

施策に対する成果指標名	単位	過年度実績			評価年度	成果指標の計算式の説明 ベンチマークの説明	目標値	
		H23	H24	H25			H26	H28
生活保護世帯のうち新規就労世帯数	目標	世帯				生活保護制度は、最低生活の保障とともに自立への助長が大きな目的。	H26	20
	実績	世帯	11	22	18		H28	15
	達成率	%					H34	20
	ベンチマーク						—	—
母子家庭高等技能訓練促進費支給者数	目標	人				就職に有利な資格取得で母子家庭の経済的自立が期待できる。	H26	2
	実績	人	3	2	2		H28	3
	達成率	%					H34	5
	ベンチマーク						—	—
人口100人あたりの生活保護者数	目標	人				生活保護者数（人口百人あたり）の推移	H26	0.63
	実績	人	0.58	0.59	0.63		H28	0.56
	達成率	%					H34	0.55
	ベンチマーク						—	—
参考指標③	目標						H26	
	実績						H28	
	達成率	%					H34	
	ベンチマーク						—	—

⑦ 目標達成に必要な新規事業（裏面 施策構成事務事業以外の事業）及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	説明・期待される効果
ハローワーク・福祉事務所	就労支援のための事業	保護世帯の自立に向け、就労支援プログラムを策定し計画的な就労支援を行う。

⑧ 施策の評価

項目	評価	5:非常に高い 4:高い 3:どちらともいえない 2:低い 1:非常に低い	
		判断	理由 (なぜ、そのランクと評価したのか)
1 <成果指標の妥当性> 施策の目的・成果を表現しているか?	3	国・県が生活保護費の多くを負担し、市は支給等の業務を行っており、被保護者が社会的に自立できるよう生活指導を行っており、成果指標としては妥当である。	
2 <事業構成の妥当性> 手段は最適か?	4	被保護者、母子家庭の自立に向けた施策として適当である。	
3 <施策の有効性> 指標分析、評価年度・中長期の達成見込みは?	4	生活保護法等に基づく施策であり、有効である。	
進行年度(H26年度)の取組内容 (課題解決状況)		就労支援員を引き続き活用し、ハローワークと連携・協力して効率的な就労支援を行う。国の生活保護制度に沿った、生活保護の適正な運営を行う。	
翌年度(H27年度)の取組目標		全国的に稼働可能世帯の生活保護受給者が増えている。このため、稼働可能層の就労・自立支援がますます重要となる。生活保護費返還金の収納強化を行う。医療扶助費の削減と適正化への取り組み強化を行う。	
二次評価者コメント		社会経済情勢の影響により、生活保護世帯は微増傾向にあるが、生活全般に及ぶ相談に対応するために、資質向上に努めて下さい。自立を目指した就労支援には、ハローワーク等との協力が重要なことから、より連携を強化してください。	基本施策への貢献度 3 中立

施策構成事務事業の評価

施策を構成する 事務事業	細事業	事業 分類	事業費等（単位：千円、人）										施策への 貢献度	
			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
			直接 事業費	人件費	人工数	直接 事業費	人件費	人工数	直接 事業費	人件費	人工数	当初予算		
01	生活保護相談・指導事業	生活保護事業	法定	3,110	24,999	3.42	10,678	23,490	3.51	3,724	29,308	3.88	4,439	* 法定事務
		生活保護適正化事業	補助	370	1,334	0.27	423	222	0.03	2,037	220	0.03	544	☆☆☆☆
		中国残留邦人等支援相談事業	法定	68	194	0.02	25	0	0	25	0	0	45	* 法定事務
02	保護費等支給事業	法外援護事業	単市	23	142	0.02	7	117	0.01	0	310	0.03	50	☆☆
		行旅死亡人取扱費	法定	0	158	0.01	37	60	0.01	62	99	0.01	125	* 法定事務
		生活保護費支給事務	法定	378,617	1,580	0.2	377,414	2,002	0.25	379,874	2,914	0.36	426,915	* 法定事務
		支援給付支給事務	法定	7,392	296	0.03	1,142	40	0	1,257	0	0	1,300	* 法定事務
03	児童扶養手当給付事業等	児童扶養手当給付事業	法定	132,148	2,981	0.37	132,436	3,030	0.38	129,995	605	0.12	140,588	☆☆☆
		助産施設措置事業	補助	380	79	0.01	0	0	0.00	56	0.01	420	☆☆☆	
		遺児奨励費支給事業	単市	110	0	0.00	40	0	0.00	20	18	0.00	100	☆☆☆
		ひとり親家庭等医療費給付事業	補助	12,283	333	0.04	11,312	252	0.03	8,405	261	0.05	8,992	☆☆☆
04	ひとり親家庭等相談事業	母子自立支援員相談事業	単市	3,150	95	0.01	3,016	278	0.03		10	0.00	3,174	☆☆☆☆
		母子生活支援施設措置事業	補助	5,709	443	0.05	3,461	543	0.06	4,774	77	0.01	1,144	☆☆☆
		母子家庭等対策総合支援事業	補助	4,230	174	0.02	2,588	79	0.01		186	0.04	846	☆☆☆
この施策に費やした資源（単位：千円、人）			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度								
			547,590	32,808	4.47	542,579	30,113	4.32	530,173	34,064	4.54	588,682		